

1962年6月20日(第9回目)

1. 講議並びに散会時刻(午前10時55分～午後1時13分)

2. 応招議員は次の通りである。

議長

1番 仲 村 春 長	4番 佐 喜 真 慎 ゆう	5番 中 山 勝 重
6番 安 里 宮 利	7番 塙 開 優 一郎	10番 仲 本 里 伸
8番 知 死 正 六	9番 米 須 清 ゆう	12番 中 天 久 盛
13番 松 本 朝 真	14番 山 本 車 徳	15番 天 稲 盛
16番 当 山 伸 大 錦	17番 安 政 富 廉	18番 梶 盛 三
19番 宮 里 敏 行		

3. 不応招議員は次の通りである。

11番 死 嫁 清 春

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は不応招議員と同じである。

6. 宮町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したものは次の通りである。

村 長・仲 村 春 長	助 教 吳 屋 真 德	収 入 役 仲 村 春 松
農務課長 松 川 正 総	財政課長 当 山 善 喜	経済課長 沢 し 安 一
建設課長 桑 江 良 稔	水道課長 奥 里 喬 健	

7. 本会議の書記は次の通りである。

書記長 松川 正 総 書 記 黒 屋 錄 伊 佐 正 義

8. 講事日程は次の通りである。

日程第1、議案第14号 1963年度宮町村才入才出予算について

議長～出席11名であります。宮町村自治法第53条の規定により、議会は成立致しますので只今より本日の会議を開きます。

(午前10時55分)

議長～日程第1、議案第14号 1963年度宮町村才入才出予算についてを議題と致します。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩致します。(午前10時58分)

議長～再開致します。(午前10時59分)

議長～19番議員の出席を報告します。

17番～才入の5款の1項1目も2目も1人の取員ですか。

助 役～2目の方は前は人員割当がありましたが、今はその事業分量による額で定員はありません。

17番～前年度の予算に比較して全然変つてないが、政府でも村でも補助されているか。政府取員であるからにはベースアップしてしかるべきと考えていますが、変化がない理由、これは何かの根きようにもとづいて計上されているか。この給料額の外の職員の様な手当は別に計上されているのか。

助 役～統計と援護補助金になつていますが、援護の方は普通政府の委任した事務でありますので、何んと人員はありません。去年よりベースアップするのも当然でありますが、こちらの見積りの5割しか何にされていませんので、去年と本年度の開きについては別に去年の政府職員のベースアップの様には計上されていません。統計職員の方は統計職員、設體補助金交付規程、1956年告知第20号3号にもとづいている。援護につきましては市町村援護事務に対する補助金交付規程1954年告知40号にもとづいています。事業分量は前はパーセントがありましたが、今は何割以内と云う事で、その以内の範囲内で政府は補助している様であります。

17番～5目の産業補助金について、こちらの計画を提出してくれるのか、或は政府からの種目を上げて割当補助か。

経済課長～補助申請は予算成立後にやつています。原びようほは全額補助であるが、中間びようほの場合5割補助であるので、いくら進めてもやりたがなかなかいかない。

17番～キビ作でも昨年より大部延びている想定していますが、この補助金で原びよう、中間びようほどそれ位ふえているか。

経済課長～これはへつて来るのがあたり前であります。今までびようほが急にキビ作がふえたので、ビヨウを取るためであります。今の中間びようほでも、びようの補給は充分あります。だんだん普及しますと中間びようほは少くなくなります。

17番～觀光事業や産業振興の様な補助制度はないか。

経済課長～觀光事業は補助であるかどうかわかりませんが、産業振興の方は今の補助の様なものでやつております。

17番～都市計画の前年既補助金200万はもらっていますか。

建設課長～まだもらつておりません。

17番～都市計画事業補助は調査などあれこれ見積もつて政府に補助してくれと申請した額であるのか、この401\$というのは。

建設課長～6市町村への補助であるが、これはそれに割りあての額であります

17番～ひょうけん登録交付金は手数料となつてゐるか。

経務課長～これはきょうけん病予防法で登録する様になつていますが市町村に事務を委託されています。

17番～いぬの被害が方々にある様であります、その取り締りなどは出来ないか。野けんかりなど出来ないか。

経務課長～今の処は政府でやる様になつて、村では出来ません。

10番～最近少なくなるんじやないかと思うが、この根きようはどうか。

助役～需要においては、消防費だけと云う様ですが、これは消防費だけでなく消防費をねいての実積のものであつて一般的の増として、農業経済費の方で算出が後づいています。一般行政事務費において、ベースアップの一件が御座いますので需要額でも増となりますので、これと比べて収入の方もあるにはあるが、需要額の増の様にはないので総体的において交付税額も増となつています。

財政課長～人間住いと云うのは、只1つしかないのだと云うわけで自分の住宅でも賃住宅でも、賃住宅の場合適用されないなどの見解でやつています。前はあいまいの処があると云うことありました。今度ハッキリした立法の改正をやる様にあつています。自己の住宅に共すると云う事でこれ以外は控除の対象でない

議長～暫休憩致します。(午前11時15分)

議長～再開致します。(午前11時20分)

10番～職員の場合はどうか。

経務課長～職員の場合は給5条例ではつきり設定されていますのでそれを適用しています。

15番～前年度と大差ないと云う様でありますが、市になつた場合本土への出張とか、市議長会とかの出席が相当あるとそれだけで足りるかどうか

経務課長～旅費の方はおつしやる通り管外への派遣旅費がありますが、先の報酬とも関係しますが、経費を節減して載くつもりで13ヶ月になるが12ヶ月で終る様努力して載くと、その代り旅費の方も全員が何すれ

ばこちらで直ぐ活動の計画を立てられると思いますが、時期的に9月以降になりますと、新議会になりますし、新議会となると活動計画が生まれますが、今検討出来るのでありましたら、その様に計画をしたいと思う。

15番～財源はどうか。

総務課長～今ぎりぎりであります。

17番～講会費の4目について。

7月1日から市に昇格になると事務分量が相当ふえると思うが、尚現在でも議会中に相当入りますが、これではたして行けるか。又これは1人しか計上されてないが。

総務課長～4目の諸手当でありますか。この中の時間外に対する勤務手当である現在もそうですが、市になつたら活発になると云うことは考えられ今以外上に使用するのが予想されるが、あくまでも皆様方の活動に伴う事務処理でありますのでそれ位で充分可能でないかと思う。大体300時間位となります。

17番～これは1人でありますので、その他はどこにどうなつているか。

総務課長～その他は兼任でありますので議会だけでは1人だけが妥当であると思う。

17番～書記長はいらないか。

総務課長～書記長は兼任であります。

8番～45\$が現在の給与額となつてはいるが、昇給も合すと計51\$となるが市昇格に伴つて相当の議会活動があると思うが、人員増を考えての増でなかつたかと思うが、3名増の増額と思うが普通旅費については条例設定額を支給するとあるが仕事の分量により増額であるか。それとも一般社会形態の費用増によつての事か。

総務課長～今の質問は全般的か、又この2・4の2目だけのことか。

8番～市昇格に伴つて総ての業務が多くなるがその場合人員をふやさねばならないと吾々は期待していたが、単なる1人だけの給与しか計上してあるのでふやさんてもよいと云う様な結論が出て来るが只事務分量がふえたから一般社会の給与ベースが上がつたために増額するのか。

総務課長～議会費の2について、現在の予算の規模とも関係しましてもつとふやさねばならないと思いますが、4目とも関連して、その面で補ない

をつけて今まで以上に選任の義務を遂行するという事で、そういう面もカバー出来るんじやないかと、そして今回は出来るだけそういう様に事務を処理するという意味であり、議員については次の課題として残してありますが、給与の増額については社会的な給与、或は物価の値上がりとか、その様なものも考慮致しまして、合量がふえると云う意味よりはかえつて社会の物価値上げとこれで補償もしてあげなければならぬと云う面に重点を置いてやつています。それから額についてであります。この額は、はたしてそれだけで社会経済の進展に前調をそろえているかどうかと云う点も検討しましたが、これでは目下これだけしかないと。然し市町村の場合は特に財源と云うものが大きく伺しますのでこれで充分でないにしても或程度補なえると考えられますのでこの様な考え方でやつております。

8 番～完全給与ではないと、社会の状況を承認めながらも予算の関係でこれがだけしか上げられないとの説明の様であります。

総務課長～完全給与ではないという事は申し上げられます。

12番～出納検の立合の費用が議会費にあるが監査委員制度があるのでそこに計上すべきでないか。

総務課長～監査委員と云う場合は、議会の問題で代表を選んで立ち合はすと云う事でありますので当然議会費であります。

12番～監査委員制度がありますのでその中の立合人手当としたら良いと思うが議会の立合人ならそうですが、監査委員の仕事でありますので当然そこに組まれるべきだと思うが。

総務課長～監査委員というのは1つの執行であります。村長と云う執行機関、選挙管理委員会と云う執行機関、監査委員と云う執行機関となります住民を代表して常時監査すると云うことになります。議会の立合人と云うのは自治法の172条の2項によつて議会の議員の互選した2人以上の立合を必要とすると云うことになつておりますので、あくまで議会の自主的なものとなりますので、議会費から出すという事になります。

12番～監査をして始めて立合すると云う事になりますので、監査だけの立合人と云う事になりますか。

総務課長～やはり議員と云うかた書きでしか立合しませんので議員と云うかた書きであるならどうせ議会費から出すべきである。立会人でなくして、あくまでも議員が立会する訳であります。職権で立会するのであります。

12番～5日の報償費の1%について。

総務課長～この方は中部地区とか、沖縄全体の研修会がありますがこん後は各
自の市町村で、他市町村で他市町村にない特に優秀の人をまねくその
意味でここ自体で政府の方々をお呼びして研修する自体も出て来るの
じやないかと考えて、この額はどういう方法で、どういう計画ですす
めるという何には検討出来ませんが、費目は一応出しておきたいと新
しく費目をもうけてある。

12番～市になるんですが、自発的に研修するため講師に対する謝礼的なもの
や諸雑費ですか。

総務課長～はいそうであります。

12番～講会の研修費としてもうけるべきでないか。

総務課長～今は需要費に入れてあるが研修費として目をもうけても良いが、そ
のときは方法とか、計画とか具体的になつてからやるべきであると思
う。

8番～議員報酬として費目は大幅に増額されたのであるが、職員給の場合は予算
予算の関係でとどめてあるとの事であつたが、その関係についてどう
云う見方をしているか。

総務課長～この方は数字的には、その様な疑問も出ると思うが講会と云うのは
市町村と云う機関の中から致しますと執力と云う両車輪機関であると
云う処が云えると思う。この場合額は後で申し上げたいと思いますが
対等な両車りんである機関があるとするならば、充分にその機関の機
能をはたす。それだけの活動をして載くと云うためには、それだけの
代価と云うと何でありますが、特に議員さん方の場合には非常勤であ
られるし特定の仕事もしながらと非常に多忙でありながらこの様な機
関の機能も發揮すると云う様なことから致しまして、各方面で大きく
活動が出来ると云う方法にもつて行くべきだという意味であります。
普通の吏員については他市町村の例をとり比較検討したのが2～3で
あります。定額の基礎というのではなくが他市町村の状況と云う
のは参考にしても良いと云うふうに考えております。特に市にも昇格す
るし今後もつと講会の活動が必要であり、又現在なされている市町村
那覇市とか、コザ市の例をとつて見ました場合、那覇市で100円、
コザ市で40円という点まであり、村の場合浦添など講長が25円とな
っています。新しい段階で発足も市に昇格した本村より尚村であり
ながらそうであると。それから比較しますと、これは妥当ではない額
ではないと思考される。特に今年は市昇格もあるし、今度講会でもど
しどし活動して載くと云う意味で額は妥当でないかと思う。講会の活
動についても那覇市等は調査費とか色々の角度を考えて検討されてい
ますがこちらの場合は報酬のみに検討されるとそれでそれ等を検討す
るまではいく分それも加味して検討されるという意味も含めてこれが
妥当と思う。

12番～需要費について、特に今までと違つて市昇格とも關係して計上されたか。

総務課長～通信運搬費は可能である。印刷製本費としましては講会としても将来開來講会時報とか発行したいと思いますが現在も報告書とか、作製していますが出来るだけ費用を節約する意味で出来るだけ事務局で出来るのはやつているが、当分の間はそうしたい。将来分量的の不可能なときは考慮しなければいけないと思う。広告料は通常の広告料を見積つている。市昇格では別の款でとつて今回は特別にとつてある。

10番～時間外勤務について。今までの実績について

総務課長～今までの実績は後で報告申し上げます。

8番～旅費弁償において人数もふえて事務分量も多くなつて来ると思うが、かえつて減になつているが。

総務課長～定例会が3回御ざいますが、10月、2月の本会議5日、委員会3日現講会の3日間を想定であります。活動日数、即ち会期日数から見た場合にこの類では出来るのじやないかと云うふうな關係で今まで以上に活動もなされると云うふうにしても現在の類で可能じやないかと云う様に考えています。

8番～臨時やその他を考えた場合、今まで以上に分量が大きくなると思うが903\$減はどうかと思う様な考え方をもつてゐるが。

総務課長～今後の活動のあり方ですが、こういう面で検討を要すると思うが、この日数を押した場合には、どう活動してもそう不足は来たさないと思います。

19番～決算の助成員の採用については、現職員を充てる様な予算の計画であるのか、又新しく採用すると云う考え方。

財政課長～財産の評価員についてであります。直ぐよそからこういう経験のない人を置くことでは当分の間仕事は出来ないんじやないかと云いますのは、家屋の方がほとんど調査員の仕事の様に考えられる訳ですが職員の中から1人ちつて行こうかと思うが実際はよそから持つて来ていつかは充て様と思う。

19番～現在かん案はされてあります。

財政課長～そうである。日当。普通の人の場合は1.50\$でその中間より多少を行せらかと思ふが、実際はよそからもつて来るのをとつて、1.70\$が妥当でないかと思いまして26日分(1ヶ月分)計上しています。

19番～報償費について、現在の職員の場合にあてるか、その場合補助員の手当として出せると思うが。

助役～おつしやる通りであります、これは今までの土地の評価と云う場合に固定資産の土地の評価をした訳であります、今年63年会計年度で土地の評価を変えて後からと云うべきであります。

18番～負担金について増額なつているが、それについての理由と割当方法について。

12番～消防の職員の72名の増について人員をととのえるためか。

総務課長～この方では、その様な検討はなされていません。これは附帯的な御説明ですが、中部でもコザ・堀手納・具志川・石川と完全な地元消防と云う組織をもつていますのでこちらも今会計年度に消防庁舎建築も計画されていますのでそういう事が具体的に出て来るとは想定されますが、しかしこの予算では、いわゆる予算を計画的に編んだという事になると時期とかちも考慮しなければいけませんので、その目途がはつきりしないと云う事でありますので、この方では入れてありません。

13番～本村の場合兼任となつているが、その訓練の場合、午時以後で執務以外でやるが又出動の場合事務上支障をきたさないか。

総務課長～機構としては独立消防が望ましいのでありますが、村の今までの機構からそこまで持つて行けない場合、一番どんな方法が良いかと云う事を検討した結果夜間も出動するので現在の状態では兼務する事が一番良い体勢がとのえられると云う事で現状の様になつていますが、将来は独立消防にするのか、1つの課題だと想っています。研修については、警察署の主催又消防協会の主催などありますが、その場合はほとんど勤務時間内でやりますので、その時は各課話し合つて支障がない様にしてやつております。時期的研修はほとんど土曜日の午後日曜日という日でやつています。出勤に対し執務に支障を来たすと云う事はもち論支障はあります、然しこと災害という事になりますと少々の支障はあつてもやつて載くと、緊急出動の命令がありますと、一声で直ぐ出勤するという事になりますが職員全体が協力し合つて今の処は執務上にそう支障をきたしたと云う事はありません。

議長～本日の会議はこれを以つて終ることに致します。午後からは各委員会とも付託された案件の審査を願います。尚明日は午前10時より再開することに致します。

議長～***散会***（午後1時18分）